

人事コンサルティング契約書

株式会社（以下「甲」という）と、株式会社ＩＴエンジニア（以下「乙」という）とは、甲が人材採用業務に関する人事コンサルティング業務を乙に委託する件について、以下の通り契約を締結する。

第一条

甲は、必要とする人材のマーケティング・選考・紹介に関する人材採用コンサルティングを目的とした業務を乙に委託し、乙はこれを受託し誠実かつ積極的にこの業務を遂行しなければならない。

乙は、甲からの要請に基づき、甲に対して次のサービスを提供する。

- 1 甲が行う求人について、適切な求職者の紹介。
- 2 上記の紹介を行うについての、相談、助言、人材の開拓や調査。

第二条

甲が求人を行う場合には、乙所定の求人票に記入し、乙に提出する。

相談、助言、人材の開拓や調査、情報の提供については、その時期、回数、方法、を甲及び乙で協議の上適宜決定する。

第三条

甲及び乙は、この契約の遂行上知り得た他方の人事上・営業上の機密を守り、本契約に基づく業務の遂行の目的以外には、第三者に漏洩してはならない。

この機密を守る義務は、本契約の終了後も３年間存続する。

第四条

甲が乙の紹介した人材の採用を決定し、その人材が甲に入社した場合は、成功報酬として、採用決定者の理論年収の３０％を成功報酬とする。

第五条

乙は、採用決定者の入社後速やかに前条所定の成功報酬を甲に対して書面にて請求し、甲は請求日後３週間以内に乙の指定する銀行口座に振り込み送金する。

第六条

採用決定者が甲に入社した後、採用決定者の自己都合により退職した場合は以下の規定に基づき乙は甲に対して退職した日の翌月末日までに成功報酬を返却しなければならない。

- 1、１ヶ月以内に退職した場合、成功報酬額の５０％の金額を返却
- 2、３ヶ月以内に退職した場合、成功報酬額の３０％の金額を返却

なお、上記期間は採用決定者の勤務開始日より退職の日までとする。

第七条

乙が甲に対して紹介した人材を、紹介した日の 1 年以内に、甲が乙の合意、または介添えなしに独自に採用を決定せしめた場合は、これを第一条の「人事採用コンサルティングの委託」活動とみなし本契約に該当するものとし、成功報酬として請求するものとする。

第八条

契約期間は契約日より 1 ヶ年とし、期間終了 1 ヶ月前までに甲・乙いずれか一方による解約申し出がない限り、更に 1 年間の本契約を同一条件にて自動更新し、以後も同様とする。

第九条

本契約に定めのない事項、又は、本契約の事項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意を持って協議し、円満解決をはかるものとする。

以上、本契約を証するために本書を 2 通作成し、甲・乙双方各 1 通を保管する。

令和 年 月 日

甲

乙 東京都中央区日本橋兜町 1 7 - 2 兜町第六葉山ビル 4 F
株式会社 I T エンジニア
代表取締役 竹田 勇貴